

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|-------------------|---------|
| 件名 | 水泳指導等業務委託 | 5200469 |
| 工（納）期 | 令和6年11月29日 | |
| 契約締結日 | 令和6年5月29日 | |
| 契約金額 | 8,421,600円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|--|--|
| 契約相手方 | スポーツクラブNAS株式会社 (法人番号：9010601041375) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|-------------|---|
| 件名 | 水泳指導等業務委託 |
| 指名業者 (案) | 名称 スポーツクラブNAS株式会社 所在地 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー 代表者 代表取締役社長 黒田 雅実 |
| 特命理由 | <p>本件は、計画的な水泳授業の確保、児童生徒の泳力向上及びプール管理による教職員の負担軽減を目的に民間事業者の屋内プールで専門指導者の下、水泳指導を行う業務委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 現在、区内では試行予定の学校のみが組み立て式プールを使用しており、コストが大きいことやプール設置期間中に校庭が大幅に制限されるなど、常設プール以上に課題がある。そこで、本業務を外部に委託することで上記の課題解決に加え、教職員の負担軽減や児童の泳力向上など様々なメリットが期待できる。</p> <p>また、区内にある民間プール施設は3か所のみであり、上記業者が運営する2か所のプール施設は他の1か所と比べ、試行予定校の徒歩圏内に位置し、学校と施設間の移動負担が軽減できる。加えて、令和2年4月より全国の小・中学校における水泳指導の受託を開始しており、都内及び近郊において複数の受託実績があるため、本業務の運営ノウハウの蓄積を活かし、円滑かつ効果的な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | 根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |